

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象者には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

※令和4年1月4日までに請求手続きをすると、令和3年10月分から遡って受け取ることができます。請求手続きはお早め！

◆対象者

現在、本給付金を受け取っている方の手続きは不要です

■老齢基礎年金を受給していて、次の要件をすべて満たす方

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給していて、次の要件を満たす方

- ・前年の所得額が約472万円以下である



詐欺に注意

日本年金機構や厚生労働省が、金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。



↑
厚生労働省
年金生活者
支援給付金制度
特設サイト



問い合わせ先 給付金専用ダイヤル TEL 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

高齢者等見守りネットワーク事前登録事業と 伯耆町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症やその他の認知機能の低下により、行方不明になるおそれのある人の名前や写真を事前に登録できる「事前登録事業」を行っています。行方不明時にその情報を役場の健康対策課・総務課と黒坂警察署で共有し、対象者の早期発見・保護を図ります。

また、この事業に登録すると「伯耆町個人賠償責任保険」に加入できます。認知症高齢者が事故やトラブルの原因となり、法律上の賠償責任を負った場合、損害賠償額の補償を受けることができます。

本町が保険契約者となり、保険料は町が全額負担するため、保険料はかかりません。なお、加入には「事前登録事業」への登録が必要です（保険のみ加入することはできません）。

◆事前登録事業【登録方法】

申請先	申請者
健康対策課	本人、家族など
必要なもの	
認印、写真2枚（顔写真と全身写真）	
※いつも持ち歩いている・身に付けているものなどがあれば、その写真もお持ちください。	

◆個人賠償責任保険事業

対象者	
事前登録事業の登録者	
補償対象	
被保険者が日常生活における偶発の事故により、他人の身体又は財物に損害を与える等、法律上の損害賠償責任を負った場合 (例)他人にケガをさせた、線路内に入って電車をとめてしまった、など	
補償内容	保険加入料
個人賠償 1億円	なし
交通事故傷害 50万円	(町が全額負担)

申請・問い合わせ先 健康対策課 TEL 0859-68-5535